

## 条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成 20 年度
条 例 名	公有地の拡大の推進に関する法律施行令第 3 条第 3 項ただし書の規模を定める条例		
条 例 番 号	平成 15 年神奈川県条例第 5 号	法 規 集	第 12 編第 1 章
所 管 部 局 室 課	政策部土地水資源対策課		
条 例 の 概 要	<p>公有地の拡大の推進に関する法律施行令（以下「政令」という。）第 3 条第 3 項ただし書の規定に基づき、都市計画施設等の区域内に所在する土地を有償譲渡する際に、届出を要する区域及び規模を定めている。</p>		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性  （ 現在でも 必要な 条例か。 ）	<p>本条例は、100 ㎡から 200 ㎡の土地取引が全体の 4 割を占めることから、公有地の拡大の推進を実効性のあるものとするため、100 ㎡から 200 ㎡の土地の有償譲渡も届出対象としたものであり、現在もその状況に大きな変化はない。</p> <p>また、買取りの主体である市町村等の約 7 割が「買取り機会の確保」を理由に条例の継続を希望していることから、現在でも必要な条例である。</p>	
	有効性  （ 現行の内 容で課題 が解決で きるか。 ）	<p>本条例は、100 ㎡から 200 ㎡の土地取引が 4 割を占める本県において、都市計画道路等における小規模な土地を買い取る際に有効である。</p>	
	効率性  （ 現行の内 容で効率 的といえ るか。 ）	<p>本条例で規定する届出対象面積の引き下げについては、都市計画区域に限定しており、その面積については、政令に定められた範囲内である。</p>	
	基本方針適合性  （ 県政の基 本的な方 針に適合 している か ）	<p>本条例については、道路、公園、緑地など、良好な都市環境の計画的な整備を促進するための規定であり、「総合的な交通ネットワーク形成の推進」等を基本構想に掲げる「神奈川力構想」の考え方に合致している。</p>	
	適法性  （ 憲法、法 令に抵触 しないか。 ）	<p>政令第 3 条第 3 項ただし書の規定に基づく条例であり、憲法、法令に抵触しない。</p>	
	その他		
見 直 し 結 果	理 由	特 記 事 項	
	<p style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; display: inline-block;">改正・廃止の必要はない。</p> <p>改正・廃止を検討する。</p>	<p>現行条例の運用上の課題は認められず、現時点では改正・廃止の必要はない。</p>	<p>平成 20 年 5 月に公表された地方分権改革推進委員会の「第一次勧告」の中で、公有地の拡大の推進に関する法律の届出受理等関連事務が、「市に移譲されるべき事務」として提示されていることから、今後法令改正の可能性もある。</p>
次回見直し予定	平成 25 年度	見直し規定の有無	(有) 無